淡 路 島 観 光 圏 整 備 計 画

（おかえりなさい ～神話のふるさと淡路島～）

平成２０年８月

洲　　本　　市
南　あ　わ　じ　市
淡　　路　　市

１．観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光産業への依存度が高い本圏域において、観光消費単価の高い滞在型観光への誘導と着実に増加している訪日外国人観光旅客の拡大をめざす受皿として、魅力ある観光地を形成し、交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、

（１）「淡路島全体がひとつの観光・交流施設である」という考えの下、淡路島全体を周遊（一周）することをイメージとした多彩で豊富な既存観光・交流資源の活用・充実・連携と新たな資源の掘り起こし・整備による

淡路島が一体となった２泊３日以上の滞在型観光を実現する。

（２）日本を代表するような観光施設等が少ない一方で、多彩で豊富な観光・交流資源を有している本圏域の特性を活かし、淡路島を周遊し、体験・長期滞在することではじめて感じられる優れた自然や深い歴史・伝統・文化などの「１日では感じ・見つけられない」・「淡路島でしか味わえない」

本当の魅力を提供する。

以上２点を基本的な方針とし、淡路島観光圏づくりをめざす。

【本圏域における現状と課題】

本圏域は、四季折々楽しむことができる魅力ある多彩で豊富な観光・交流資源を有している。

□鳴門・明石・紀淡の三海峡の眺望や美しい海岸線をはじめとする緑と海に包まれた島特有の優れた自然環境
□くにうみ神話や伊弉諾神宮、洲本城跡、人形浄瑠璃などの歴史・伝統・文化
□現代にも引き継がれる万葉の時代から「御食国」と呼ばれた食料基地としての機能（海山に育まれた食材の宝庫）と食材の宝庫としての盛んな農漁業
□鳴門の渦潮や成ヶ島、絵島などの景観地
□温泉施設や海水浴場、ゴルフ場、あわじ花さじき、国営明石海峡公園、洲本温泉、大浜公園、淡路ファームパークイングランドの丘、慶野松原などの多種多様な特色ある観光・交流施設
□淡路島まつりやねり子まつり、淡路だんじり祭り、大綱曳き、梯子獅子、水掛けまつりといった伝統行事・イベント

また、線香や瓦などの地場産業体験や農漁業体験、自然学習、海水浴など、島の特性を活かした体験型レクリエーションも展開されている。

さらに、観光スポットでもある大鳴門橋や明石海峡大橋の開通によって京阪神を中心とした都市住民との交流基盤が整備され、京阪神に最も近いリゾート地が形成されている。

本圏域における観光客入込数は、明石海峡大橋の開通や淡路花博後の平成１３年度以降１，０００万人強で推移していたが、平成１８年度はのじぎく兵庫国体が開催され１，１９７万人となっている。また、平成１８年度の日帰り客の割合は、明石海峡大橋開通前の平成９年度と比べ６．４ポイント増加し、全体の８６．９％を占めている。

本圏域においては、観光分野がまちづくりや地域の活性化を牽引する基幹産業であることを踏まえ、抱えている様々な課題の解決に向けた取組を淡路島全体が一体となって多面的に推進していくことが求められている。

□日帰り型の観光から滞在型の観光への転換
□繰り返し訪れる人を増やすための魅力ある観光地の形成
□多様化・高度化・専門化する観光ニーズの変化（体験型・通年型観光など）への対応
□既存観光・交流資源の活用と新たな資源の掘り起こし
□資源を効果的に活かすための連携・ネットワーク化
□全島民（内部）への魅力の浸透と来訪者（外部）への戦略的な観光案内・ＰＲ
□通行料金の低減化を含む高速道路及び主要道路の利便性向上　　など

２．観光圏の区域

兵庫県―淡路島（洲本市・南あわじ市・淡路市）―全域

３．滞在促進地区の区域

兵庫県―洲本市―洲本温泉街

□宿泊施設の軒数：８軒（収容人員：約３，４００人）

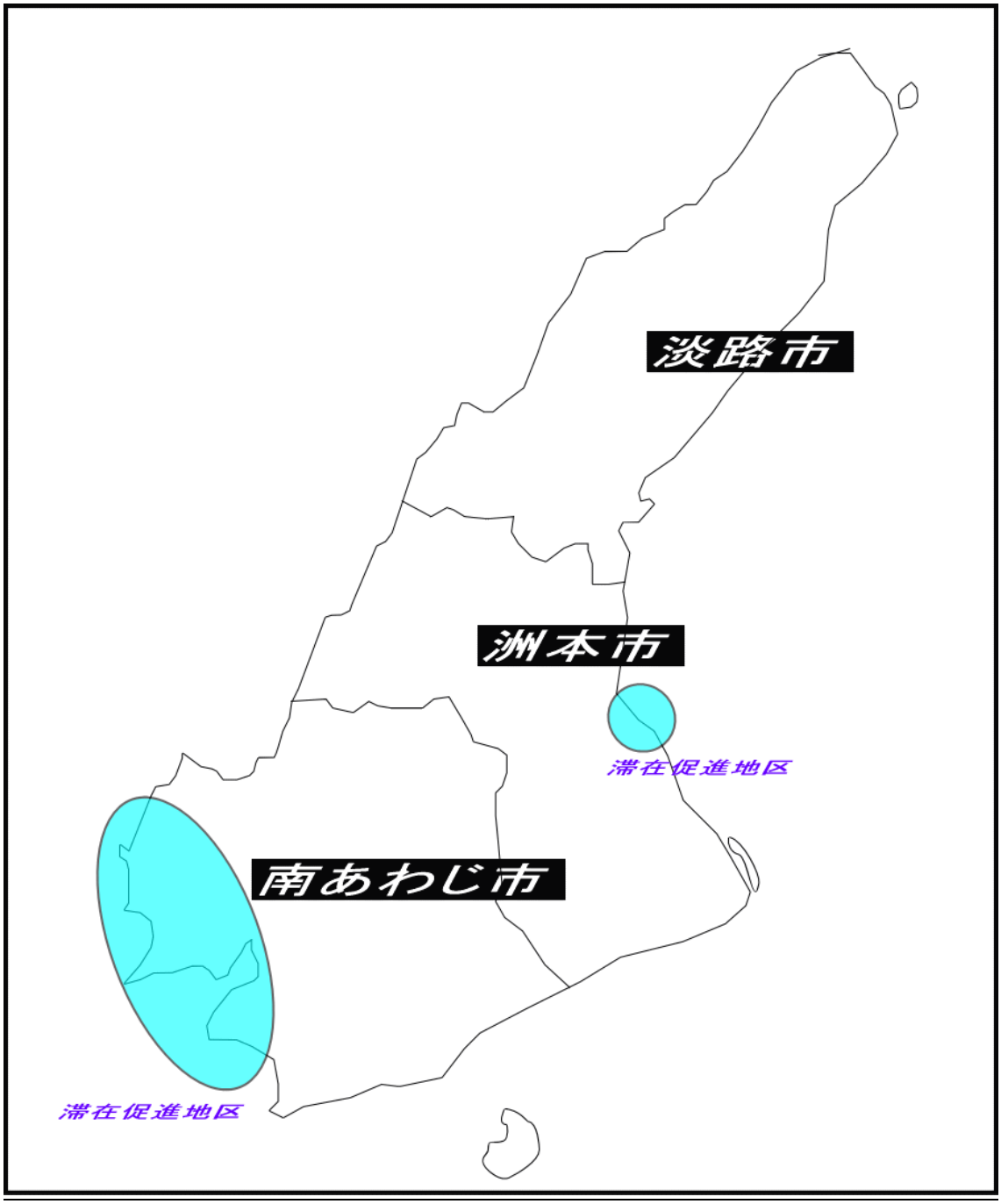
□設定理由：洲本市の大浜公園から小路谷地域に至る主要地方道沿線約２．５ｋｍ区間に宿泊施設が複数集積していることから、圏域内の滞在の拠点として滞在促進地区に設定

兵庫県－南あわじ市－南あわじ温泉郷

□宿泊施設の軒数：４０軒（収容人員：約３，１００人）

□設定理由：鳴門海峡に面する丸山、阿那賀、伊毘、福良地域は、国立公園鳴門岬を中心とする風光明媚な景観に恵まれ、6つの泉源を有する南あわじ温泉郷として宿泊施設が集積していることから、圏域内最南端の滞在拠点として滞在促進地区に設定

【 圏 域 図 】



４．観光圏整備計画の目標

本圏域における核となる個性と強みは、

「島という地理的特性」と「多彩で豊富な観光・交流資源」

である。

これらの個性と強みを活かし、基本方針に示す交流人口の拡大と地域の活性化を図るための本圏域における目標は次のとおりとする。

目標―１：多彩で豊富な観光・交流資源の活用と連携による観光ﾈｯﾄﾜｰｸの構築

島という地理的特性を活かし、個別の観光・交流資源へのアプローチではなく、淡路島全体がひとつの観光・交流施設であるという視点に立ち、多彩で豊富な観光・交流資源を最大限に活用するとともに、新たな資源を掘り起こし、互いに結びつけ、求められる多様な観光ニーズに対応した淡路島全体を周遊（一周）する観光ネットワークを構築し、来訪者にとって魅力ある・長期滞在に対応可能な観光地を形成する。

さらに、観光・交流資源の魅力の維持・向上に努めるとともに、イベントなどを開催することによって利用を促進し、資源の有効活用を図る。

目標―２：淡路島の魅力の発信

滞在型観光への誘導と１日では感じることはできない・淡路島でしか味わえない、自ら見つけ・感じる奥深な観光を推進するため、淡路島の本当の魅力を提供することができる体制づくりや情報発信機能の充実を図る。短期ではなく、長期滞在や繰り返し訪れる事を前提とし、さらには定住者となるに至ることも想定した来訪者を惹きつける観光地を形成する。

淡路島の本当の魅力を提供するため、淡路島が一体となった戦略的な情報発信を行うとともに、観光案内サインの充実、観光ボランティアの育成、観光案内所の体制強化などを進める。

さらに、全島民が淡路島の魅力を知り、あらゆる人があらゆる手段を用いて魅力を発信し、交流を楽しもうとする積極的な姿勢ともてなし心をもって来訪者を迎え、本圏域に対する理解を深めながら感動と満足を提供できる質の高い受け入れ体制を構築する。

加えて、島の特性を活かし、淡路島の魅力を引き出すため、人と人との交流や心の豊かさを実感できる農漁業などの体験型レクリエーションの拡充を図る。

目標―３：一体的・総合的な推進

多様化・高度化・専門化する観光ニーズに即した多面的な取組を淡路島全体が一体となって推進する。

また、道路や交通機関、文化施設、商店なども含めた人々の生活に育まれた美しいまちなみや潤いのあるまちのたたずまいは、個別の観光・交流資源の集積を超える魅力ある重要な資源である。このことから地域全体の快適性や安全性、美しさを高めるまちづくりは、魅力ある観光圏の形成に必要不可欠である。

特に本圏域は周囲が海で囲まれた島であるという特徴を持っており、交通や産業、住民生活において港湾施設は重要な位置を占めている。このことから、人々の生活に密接に関係する本圏域を形成する重要な資源として港湾事業の推進を図る。

さらに、島内の観光地を巡る交通アクセスについては、観光地などを容易にかつ安全に訪れることができ、歴史文化や自然環境等に配慮した道路整備が求められており、快適で楽しみのある周遊を実現する交通環境の構築を進める。

加えて、公共交通バスの維持や高速道路の利便性向上、来訪者に優しいユニバーサルデザインの導入などを進める。

※具体的には、国道 28 号・主要地方道洲本灘賀集線・主要地方道阿万福良湊線・主要地方道福良江井岩屋線を導線とした淡路島を快適に一周することができる観光道路の構築
（観光案内サインの統一や景観への配慮、休憩・撮影スポットの整備、安全性の確保など）

上記目標の達成に取り組み、交流人口の拡大による観光客入込数の増加と長期滞在に対応可能な観光地を形成することによる宿泊客数の増加をめざす。

数値目標

項　目	単位	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
観光客入込数	万人	1,209	1,221	1,233	1,246	1,258
宿泊客数	万人	160	164	168	172	176

観光客入込数　基準：1,197 万人（平成 18 年度）
＊5 年後の数値目標：(5%増)　年間 1%増

宿泊客数　基準：156 万人（平成 18 年度）　割合 13%（平成 18 年度）
＊5 年後の数値目標：176 万人（13%増）　割合 14%（1P 増）　年間 0.2P 増

地域住民等を中心とする観光まちづくり主体の活動体制の確立について

体験志向などの観光ニーズの変化に対応し、本圏域が目標とする奥深な観光を推進するためには、観光ボランティアガイドやＮＰＯ団体が果たすべき役割はますます高まっており、本圏域においても各地域で多様な団体による活動が展開されている。

特に、住民目線による資源の発掘・育成や個性あふれる魅力の発信、来訪者との交流など、今後の観光の核となる要素を十分にもつ観光ボランティアガイドの活動は、来訪者の欲求を満たす重要な戦略である。

このことから、ご当地検定の検討やボランティアガイドのネットワーク化などの取組を推進し、観光ボランティアガイドの拡大と体制強化を図る。

さらに、本圏域には住民主体による地域独特の「まつり」が多数継承されており、実施主体との連携の下、交流の場として積極的な外部へのＰＲを行い、各地域への誘客を進める。

５．観光圏整備事業に関すること

本計画の基本的な方針に基づき、目標の達成に向け、各事業を展開する。

(a)観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業

①淡路おもてなしの心コンテスト事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：宿泊施設を中心とした全島の観光従事者を対象にしたコンテストの開催

実施主体：財団法人淡路 21 世紀協会・淡路島観光連盟

②観光関連施設従業員研修事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：「おもてなし・ガイド・語り部」をテーマにした従業員研修の実施

実施主体：淡路市観光協会

③民宿ロハス滞在促進整備事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：“自然と人と食材”を活用したワークショップの開催・新滞在拠点整備の実施

実施主体：淡路市商工会

(b)観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業

①淡路島まるごとミュージアム構想推進事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：淡路島まるごとミュージアム構想推進への支援

実施主体：兵庫県淡路県民局

②あわじ風景・歴史浪漫街道づくり推進事業（Ｈ２０～２１）

実施内容：淡路固有の歴史文化など風土資産を活かした多様で良好な風土形成と観光空間としての魅力ある道づくり・地域づくりの推進

実施主体：兵庫県淡路県民局

③「都市と農村の交流による地域おこし」推進事業（Ｈ２０～２１）

実施内容：都市と農村の交流による地域おこしや淡路への定住促進のための条件整備、仕組みづくりの研究と多自然居住推進事業の実施を図る地域おこし研究会（淡路県民局・島内３市・学識経験者・専門家等で構成）への支援

実施主体：兵庫県淡路県民局

④「観光立島淡路」推進活動応援事業（Ｈ２０～２１）

実施内容：「観光立島公園島淡路」の実現に向けたツーリズムの推進を図るための集客イベントの開催、人材育成、新たな観光客誘致ツールの掘り起こしなどを企画する各種ツーリズム推進団体等への支援

実施主体：兵庫県淡路県民局

⑤体験型ツーリズム資源活用事業（Ｈ２１～２４）

実施内容：体験メニューの開発及び体験交流団体間のネットワーク化の推進

実施主体：兵庫県淡路県民局

⑥ツール・ド・グルメ in 淡路事業（Ｈ２１）

実施内容：「御食国」と呼ばれた食材の宝庫淡路島をＰＲするための島内の観光・交流施設における旬の食材等を使用した３ヵ月間にわたる淡路島らしい食のリレーイベントの実施

実施主体：淡路島観光連盟

⑦淡路島牛丼プロジェクト事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：「淡路牛又は淡路ビーフ・淡路玉葱・淡路米」の使用を必須とした淡路島の名物「淡路島牛丼」の開発

実施主体：淡路島観光連盟

⑧あわじ旅すごろくスタンプラリー事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：島内周遊観光を推進するためのお得なクーポンと懸賞付きスタンプラリーの実施

実施主体：淡路島観光連盟

⑨淡路島創作料理コンテスト事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：淡路島の逸品の「食」の魅力を高めるとともに、地域の特色ある食材をＰＲするためのコンテストの開催
実施主体：淡路島観光連盟
⑩大浜公園及び大浜公園周辺ライトアップ事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：夜間の観光・交流資源として別世界につながるような光の空間を演出するための洲本温泉街に隣接する大浜公園等におけるライトアップ事業の実施
実施主体：洲本市観光協会
⑪洲本市東海岸観光交流資源開発事業（Ｈ２０）
実施内容：洲本市東海岸地域の観光・交流資源の調査・研究や観光交流施設の利用促進及び行事の宣伝方法に関する調査・研究の実施
実施主体：洲本市観光協会
⑫ふれあい朝市会場整備事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：地元特産物（魚や野菜）を販売する宿泊者に対する早朝イベント「朝市」の開催
実施主体：洲本市観光協会
⑬感動体験！海の宝石「海蛍」「山蛍」鑑賞ツアー事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：シャトルバスによる夜間イベント「幻想的なひかりの感動体験・海蛍山蛍鑑賞ツアー」の開催
実施主体：南あわじ市観光協会
⑭観光ボランティアガイド育成事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：研修や勉強会による観光案内のできる市民ボランティアの育成
実施主体：南あわじ市観光協会
⑮伊弉諾神宮ライトアップ・宵宮あるき推進事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：くにうみ発祥の地「伊弉諾神宮」における風・太陽などの自然エネルギーを活用したエコロジカルなライトアップ事業の推進
実施主体：淡路市観光協会
⑯大橋ウォークと“ん”!?伝説と驚きのまちあるき事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：明石海峡大橋ウォークと大橋の袂、岩屋地域のまちあるきを組み合わせたウォーキングガイドの育成とツアーの開催
実施主体：淡路市観光協会
⑰花でお出迎え事業（Ｈ２０～２４）
実施内容：神戸淡路鳴門自動車道（淡路部分）法面を四季の花で彩り、お客様をお迎えする事業の実施
実施主体：淡路市観光協会

⑱なんにもしないくつろぎの時間「ちょっとそこまで淡路島」事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：淡路島の景勝地、海岸、野原、田畑、山間地などの自然の中で「ゆっくり」「のんびり」「ほっこり」できる場所（休憩所）の情報提供の実施

実施主体：淡路市観光協会

⑲着地型旅行商品開発力向上事業（Ｈ２１～２２）

実施内容：顧客ニーズに対応した着地型旅行商品開発と流通ルートの開発にかかる研修会の開催

実施主体：淡路市観光協会

⑳淡路なりわいツーリズム情報発信事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：LIFE　SELLER　“TOURISM”淡路“なりわい”ツーリズムとして恵まれた自然環境や歴史・風土・文化をはじめ、昔から地域で営まれてきた農業・漁業・水産加工業・線香製造業などの“生業（なりわい)”の滞在型・体験型ツーリズム商品へのアレンジ及びＰＲ

実施主体：淡路市観光協会

㉑飲食街イルミネーション整備事業（Ｈ２０）

実施内容：夜間の観光・交流資源として宿泊の促進と夜のまちあるきへの誘導を図るための洲本温泉街からほど近い飲食店が集積したエリアにおけるイルミネーション事業の実施

実施主体：洲本商工会議所

㉒八狸マップ作成事業（Ｈ２１）

実施内容：宿泊施設からまちあるきへの誘導を図るとともに、宿泊施設周辺の魅力の向上を図り、滞在型観光を促進するための洲本温泉街からほど近い中心市街地における八狸像めぐりを中心としたまちあるきマップの作成

実施主体：洲本商工会議所

(c)観光旅客の移動の利便の増進に関する事業

①淡路島・沼島国生み神話ツアー運行事業（Ｈ２０～２１）

実施内容：来訪者の移動の利便性向上等を図るための沼島へのバスの運行・ボランティアガイドツアーや沼島海上周遊観光の実施

実施主体：洲本市観光協会・南あわじ市観光協会

②エコでスローにまちめぐり推進事業（Ｈ２０～Ｈ２４）

実施内容：スローとエコでまちを周遊する宿泊施設におけるレンタサイクル事業の推進

実施主体：淡路市観光協会

③観光道路「南淡路水仙ライン」整備事業（主要地方道洲本灘賀集線整備事業）（Ｈ２０～２４）

実施内容：紀淡海峡や自然海岸の眺望といった観光・交流資源の価値を高める道路づくりと越波対策などの交通安全対策の推進（温泉供給設備の敷設についても検討）

実施主体：兵庫県淡路県民局・洲本市

④観光道路「サンセットライン」整備事業（主要地方道福良江井岩屋線整備事業）（Ｈ２０～２４）

実施内容：瀬戸内海（播磨灘）に沈む夕日といった観光・交流資源の価値を高める道路づくりと越波対策などの交通安全対策の推進

実施主体：兵庫県淡路県民局

(d) 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業

①淡路広報ネットワーク会議運営事業（Ｈ２０～２１）

実施内容：淡路島の地域情報発信力の強化などを図るための淡路広報ネットワーク会議への支援

実施主体：兵庫県淡路県民局

②淡路伝統芸能推進事業（Ｈ２０）

実施内容：島外への情報発信に取り組む伝統芸能団体への支援

実施主体：兵庫県淡路県民局

③淡路島観光圏おもしろマップ（ポケットナビ）作成事業（Ｈ２１～２４）

実施内容：淡路島観光圏の魅力を一体的に発信する淡路島観光圏おもしろマップ（ポケットナビ）の作成

実施主体：財団法人淡路 21 世紀協会・淡路島観光連盟

④淡路島総合観光案内所「くにうみ倶楽部」整備事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：淡路島を広域的・魅力的・一元的に情報発信できる拠点施設の整備

実施主体：淡路島観光連盟

⑤淡路島観光圏情報提供事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：淡路島観光圏の魅力を一体的に発信する観光新聞の作成・配布、交通事業者とタイアップしたポスター・パンフの作成・配布、ＨＰの更新

実施主体：淡路島観光連盟

⑥淡路島国生みガイドブック作成事業（Ｈ２０）

実施内容：淡路島観光圏の魅力を一体的に発信する「淡路島国生みガイドブック」の作成

実施主体：淡路島観光連盟

⑦淡路島統一観光サイン整備事業（Ｈ２０～２４）

実施内容：淡路島が一体となった観光地を形成するとともに、来訪者の快適な周遊を支えるための統一観光サインの整備

実施主体：淡路島観光連盟

(e)その他の事業

①淡路島観光圏ニーズ調査事業（Ｈ２０）

実施内容：観光客や宿泊客に対するニーズ調査の実施

実施主体：淡路島観光連盟

６．計画期間等

【計画期間】

本計画の期間は、平成２０年度から平成２４年度までの５年間とする。

【計画の見直し】

本計画を効率的・効果的に推進するためには、急速に変化する社会情勢やニーズに素早く柔軟に対応することが求められる。

このことから、毎年１回以上開催される淡路島観光圏協議会において評価・検証を行いながら見直し、より効率的で効果的な計画としてのステップアップを図る。

７．その他の事項

□港湾事業について

（１）地域資源の活用とみなとの防災拠点化による地域振興計画（福良港）

＊みなと振興交付金

福良港は淡路島南西部に位置し、鳴門海峡の渦潮を見る観潮船の発着港として知られているが、近年船舶が大型化し係留施設が狭隘となっている。

また、南海地震発生時には護岸上約 2m を超える、最大 T.P+5.3m もの高さの津波が来襲し甚大な被害が想定されている。

このため、係留施設及び護岸の改良、情報提供施設等の整備を行い、常時は観光文化交流施設として交流人口の拡大を図り、緊急時は防災拠点として安全で安心なみなとづくりを通じてみなとの振興を図る。

（２）都志港海岸　＊海岸環境整備事業

都志港海岸については､平成 12 年に｢海と緑の健康地域づくり(健康海岸)｣に位置づけられ、洲本市の既存の健康保養地等と連動し、総合的なホスピタリティ効果の発現を目指した整備を促進している。

当地区では冬季風浪のために海浜浸食が進んでいることから、面的防護による保全機能の向上を図るため、離岸堤・護岸等の整備を現在進めている。

□道路事業について

（１）一般国道２８号（洲本バイパス）について

一般国道２８号は、神戸市を起点として徳島市に至る総延長約 195km の主要幹線道路で、淡路島内の経済、産業活動、地域の生活道路として大きな役割を果たしてきたが、近年、交通量の増加や地域開発などから、洲本市街地をはじめとして交通混雑が発生し、地域の人々の生活にも影響を及ぼしている。

洲本バイパスは、神戸淡路鳴門自動車道洲本 IC と洲本市街地のアクセスを強化し、通過交量を市街地から転換させ、地域の活性化を図るため計画された延長 6.0km のバイパスである。

平成 10 年 5 月に大野～納間（L=0.7km)、平成 12 年 4 月には宇山～大野間（L=2.9km）の供用を開始、現在は残る炬口～宇山間（L=2.4km）の供用開始をめざし整備を進めている。

□既存計画等について

本計画は、県域内における各既存計画等に基づき、その内容を反映させるとともに、整合性などに配慮した上で作成したものである。

既存計画等においては､｢住民の参画と協働の推進｣に関する事項が明記されている。魅力ある観光地の重要な要素として、観光ボランティアガイドやＮＰＯ団体をはじめ、全島民が「もてなしの心」をもって来訪者を迎えることが求められている。

このことから、本計画においても他の計画等と同様に、行政と住民の適正な役割分担に基づいた「住民の参画と協働」の理念の下、淡路島観光圏づくりの推進を図る。

８．協議会に関する資料

淡路島観光圏協議会規約

（名　称）
第１条　この協議会は、淡路島観光圏協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目　的）
第２条　協議会は、観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光地の魅力の増進により国際競争力を高め、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。
（協議事項）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる協議を行う。
（１）観光圏整備計画に関する協議
（２）観光圏整備実施計画に関する協議
（３）観光圏整備事業費補助事業に関する協議
（４）その他前条の目的を達成するために必要な協議
（構　成）
第４条　協議会は、次の団体をもって構成する。
（１）兵庫県淡路県民局
（２）財団法人淡路２１世紀協会
（３）洲本市
（４）南あわじ市
（５）淡路市
（６）淡路島観光連盟
（７）洲本市観光協会
（８）五色町観光協会
（９）南あわじ市観光協会
（10）淡路市観光協会
（11）洲本商工会議所
（12）五色町商工会
（13）南あわじ市商工会
（14）淡路市商工会
（役　員）
第５条　協議会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　１名
２　会長及び副会長は、会議において構成団体の代表者の中から互選により選出する。
（役員の職務）
第６条　　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会　議）
第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
２　会議は、毎年１回以上開催するほか、必要に応じて開催する。
（会議の運営）
第８条　会議は、構成団体の過半数の出席がなければ、これを開くことはできない。
２　会議の議長は、会長がこれにあたる。
３　会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
（協議結果の取扱）
第９条　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成団体はその協議の結果を尊重しなければならない。
２　会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
３　議事録は、求めに応じて原則公開しなければならない。
（事務局）
第 10 条　協議会の事務局は、洲本市企画情報部商工観光課（兵庫県洲本市本町 3-4-10 洲本市役所）に置く。
（代表者）
第 11 条　観光圏整備事業費補助事業の補助対象事業者として協議会に代表者を置く。
２　協議会の代表者は、財団法人淡路２１世紀協会とする。
（監査等）
第 12 条　事務局は、毎年事業年度終了後、代表者に対し、観光圏整備事業費補助事業に関する監査を実施しなければならない。
２　事務局は、監査終了後、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。
（補足）
第 13 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。
附　則
この規約は、平成２０年８月２８日から施行する。

９．住民その他の利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

地域住民からの意見も含め、観光に関するニーズを熟知した観光関係団体の関係者からの意見と住民等の意見が集約された既存計画等の内容を踏まえ、多種多様な意見を本計画に反映した。